



忘れずに申告を

償却資産(固定資産税)申告について

固定資産税は、毎年1月1日時点で、土地・家屋・償却資産(総称して「固定資産」)を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

償却資産とは、事業で用いる資産(構築物、機械、器具、備品など)のことをいいます。償却資産の所有者は、資産の所在する市町村に毎年1月31日までに申告しなければなりません。

課税対象

次の要件を備えるもの

- ① 土地および家屋以外の資産
- ② 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと
- ③ 減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または、必要な経費として算入できるもの

※耐用年数1年未満、またはその取得価格が10万円未満で一時に損金に算入するもの、および20万円未満で一括して3年間で償却を行うものを除く

④ 自動車税や軽自動車税の対象である車両等でないこと

主な業種の償却資産の例

<p>農業 ビニールハウス、加温機、ヒートポンプ、家畜用設備、サイロ、畦畔コンクリート、農薬散布用ヘリコプター、器具、その他農業用機械など ※トラクターやコンバインなどの小型特殊自動車に該当するものは対象外</p> 	<p>理・美容業 看板、洗面設備、理・美容椅子、消毒殺菌器、ドライヤー、赤外線灯、湯沸器、はさみ、パーマ器、サインポールなど</p> 
<p>飲食業 借用店舗の内部造作、カウンター、テーブル、椅子、レジスター、看板、冷凍冷蔵庫、厨房設備、自動販売機、ネオンサイン、カラオケなど</p> 	<p>不動産貸付業 門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場舗装、受変電設備、中央監視制御装置、外灯など</p> 

太陽光発電設備

家屋の屋根や遊休地などに設置された事業用の太陽光発電設備は、固定資産(償却資産)の申告対象となります。

太陽光発電設備

設置者	全量買取 (10kw以上のみ)	余剰売電 (発電出力を問わない)
個人 (住宅用)	事業用資産となり 申告対象	住宅用設備となり 申告対象外
個人 (事業用) 法人	事業用資産となり 申告対象	

償却資産の評価

※全量買取の太陽光発電設備はすべて事業用とみなされ、申告対象となります。
※事業と住宅の双方に利用されている場合は、利用割合に関わらず発電設備のすべてが申告対象となります。

償却資産の評価は、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に依る価値の減少(減価)を考慮して評価します。減価償却の方法は定率法で、算式は次のようになります。

その他

町で把握している事業者は、昨年12月下旬に申告書を送付しております。昨年中に新規に事業を開始された事業者は、昨年中に取得された償却資産の全てを申告する必要があります。

税額の算定

- ① 前年中に取得された償却資産の評価
- 取得価額 × (1 - 減価率) / 2
- ② 前年前に取得された償却資産の評価
- 前年度の評価額 × (1 - 減価率)
- ※求めた額が(取得価額 × 5 / 100)より小さい場合は、(取得価額 × 5 / 100)を評価額とします。

評価額を課税標準額(特例のあるものは特例適用後の価格)として、次の式により税額を算定します。

課税標準額 × 税率(1.4%)

※償却資産についての課税標準額の合計が150万円に満たない場合には、償却資産に対する固定資産税は課税されません。

お問い合わせ先 税務課 資産税係 ☎52-5853 (直通)

昨年より一部変更となりました

確定申告・住民税申告のお知らせ

平成29年分の所得税、平成30年度の個人住民税の申告時期が近づきました。町では2月16日から申告会場を設けます。
昨年と変更となった点などございますので事前にお知らせいたします。

「株式譲渡所得」、「消費税」の申告は、**税務署へ**

「株式譲渡所得」と「消費税」は、**税務署での申告**をお願いいたします。

従来は、町が設置する申告会場で、全ての申告の人の対応をさせていただいておりましたが、毎年多数の人にお越しいただくため、今回も相当の混雑が想定されます。
誠に恐れ入りますが、税務署での申告にご協力ください。

申告会場で確定申告をされる場合は「利用者識別番号」が必要です

氷川町では、平成28年分の確定申告から、税務署へ申告書データの送信を行っております。



医療費控除を受ける際は「医療費控除の明細書」が必要です

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は、「医療費控除の明細書の作成・添付が必要」となります。

この明細書を提出された場合は、領収書の添付または提示が不要となります。

医療費などの領収書は後日、提出を求められる場合がありますので、確定申告期限などから5年間保管してください。

※平成32年分から完全に移行します。
※平成28年分以前の確定申告については、従来どおりです。

明細書様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

(www.nta.go.jp または、国税庁で検索)

【お問い合わせ先】

税務課 住民税係

☎52・5853 (直通)

将来の安心のために

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、保険料を納める制度です。国民年金保険料を未納のままにしておくと、老後の年金だけでなく、障がい年金や遺族年金など、万一のときの年金も受けられない場合があります。保険料は忘れずに納めましょう。

納付方法は？

勤め先で厚生年金保険に加入している人や厚生年金・共済組合加入者に扶養されている配偶者以外の人は個人で納付をしなければいけません。

日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、口座振替を利用すると納付忘れもなく、まとめて前払い（前納）をすることがあります。

他にもクレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付もできます。

詳しくはお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

町民環境課 町民環境係

☎52・5851 (直通)